技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県規則第三十六号

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与等に関する規則（昭和三十二年十月奈良県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第九項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に、「次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合（以下「特定割合」という。）」を「百分の一・五」に改め、各号を削る。

附則第十項中「特定割合」を「百分の一・五」に改める。

附　則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。